

理 由

最近における野菜の生産及び出荷に関する諸事情の変化にかんがみ、主要な野菜の全国的な安定供給を図るため、指定消費地域を廃止するとともに、野菜供給安定基金につき、あらかじめ締結した契約に基づきその確保を要する場合における交付金の交付業務の創設その他の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。